

秋田市上下水道局告示第13号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき秋田市指定排水設備工事業者の廃止の届出があったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

令和6年4月9日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

業者名	代表者	所在地	廃止年月日
株式会社あたご	佐藤 義孝	秋田市檜山愛宕下 11番61号	令和6年4月1日